



ハローワークには、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練があります。訓練申込までには訓練についての相談を2～3回行っていただく必要があります。その1回としてオンライン説明会を行いますので、職業訓練に興味がある、受講を希望したい場合はこのしおりをご準備のうえ、オンライン説明会にご参加ください。

求職者番号

—

1 職業訓練の目的

「就職に必要な知識・技能を習得し、就職をすること」

①職業訓練の位置づけ

就職に必要と判断できなければ受講不可

＜職業訓練申込不可の一例＞

- a. 資格取得のみ希望
- b. 自営のみ希望
- c. 希望職種に関係のない興味・趣味の領域を深めたい
- d. 希望職種への就職に必要な経験がある・関連資格を取得済み

②就職先の方向性の確立

単に職業訓練の受講を希望する（訓練科未定）では不十分

＜職業訓練申込の必要要件＞

- a. 希望職種・希望する仕事内容が確定している(おおよそ確定している)
- b. 今までの仕事で習得済みの知識・技能が整理できている
- c. 希望職種・希望する仕事内容に必要な知識・技能が把握できている
- d. 就職希望先の求人情報を収集している

③職業訓練の全日程に出席（職業訓練受講可能な状態）

- a. 原則、カリキュラム全日程の出席が必要
- b. 出席率8割を切ると強制中途退校処分

④職業訓練期間のリスク把握（就職より職業訓練優先）

- a. 就職活動が制約される可能性あり（職業訓練時間：平日 朝～夕方）
- b. 職業訓練期間が再就職のブランクになる可能性あり

2 職業訓練の種類

公共職業訓練

◆公共職業訓練は原則として雇用保険を受給する方が対象

- a. 委託訓練（2ヶ月～2年間）
民間の専門・専修学校や大学に訓練を委託して実施
- b. 施設内訓練（6ヶ月～2年間）
ポリテクセンターや高等技術専門校など職業訓練施設で実施

求職者支援訓練

◆求職者支援訓練は原則として雇用保険を受給できない方が対象 ※1

2～6ヶ月間の「基礎コース」と「実践コース」の2コース
民間の専門・専修学校やNPO法人等が厚生労働大臣の認定を受け実施

※1 雇用保険を受給できる方でも、公共職業訓練では適当な訓練コースがないなど、求職者支援訓練の受講の必要性が認められる場合には申込み可能。
雇用保険を受給できる期間は職業訓練受講給付金の対象外となる。

<京都・訓練内容の一例>

ものづくり系	機械分野	メカトロニクス科、機械加工システム科、CAD・CAMエンジニア科、機械設計CAD科、生産管理実務科、若年者機械加工技術科、ものづくり基礎科 など
	建築分野	建築科、ものづくり基礎科
	電気分野	電気設備技術科、ビル設備サービス科、電気制御設計科 など
	溶接分野	溶接施工技術科
	伝統工芸分野	やきもの成形科（総合／成形コース）、やきもの図案科
事務系		一から学ぶオフィスソフト科、PCスキル基礎科 など
	経理事務分野	経理・総務事務科、事務エキスパート科 など
	医療事務分野	医療事務科、PC・医療調剤事務科 など
情報系	情報処理分野	IT生産サポート科、IoT機器開発科 など
	デザイン分野	Webクリエイター科、Webスマホアプリ制作科 など
サービス系	営業・販売分野	不動産実務科、フラワーデザインビジネス科
	調理分野	調理師養成科
	理美容分野	ネイリスト養成科
医療保育福祉系	医療・保育分野	言語聴覚士養成科、臨床工学技士養成科 など
	介護分野	介護サービス科（初任者研修・実務者研修） など
その他		ビル設備サービス科、農業実践科 など
eラーニング		Webデザイン科、Webマーケティング科 など

3 共通事項

- a. **受講料は無料**（公共職業訓練の1～2年コースの一部は有料）
- b. **テキスト代や諸経費は自己負担**
- c. 職業訓練開始時点で原則、離職状態であること
- d. 短時間、短期間の仕事のみを希望している場合は職業訓練受講不可

4 援護措置（雇用保険を受給できる方）

① 雇用保険を受給できる方

受講する職業訓練	公共職業訓練	公共職業訓練	求職者支援訓練	求職者支援訓練
受講あっせんの種類	受講指示	受講推薦	受講指示	支援指示
待機期間（7日間）	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
給付制限（2か月間）	制限解除	変更なし	制限解除	変更なし
基本手当	訓練修了まで延長	所定給付日数分のみ	訓練修了まで延長	所定給付日数分のみ
受講手当	1日500円 （上限40日）	支給なし	1日500円 （上限40日）	支給なし
通所手当 （片道2 km以上）	支給あり	支給なし	支給あり	原則支給なし
認定日	訓練校が指定する日 受講証明書による認定	通常の認定日	訓練校が指定する日 受講証明書による認定	通常の認定日
指定来所日			来所必要	来所必要
就職支援計画に 基づく求職活動			必要	必要
職業訓練受講終了後、 1年間の連続受講	不可	不可	原則不可	原則不可

② 「受講指示」に必要な公共職業訓練開始日の前日における支給残日数

所定給付日数（日）	90	120	150	180	210	240/270/300/330/360
支給済日数 ※この日数以下	1	1	31	61	71	91/121/151/181/211
給付制限なし						
給付制限あり	31	41	51			

③ 雇用保険を受給できない方

受講する職業訓練	公共職業訓練 （職業訓練受講給付金あり）	公共職業訓練 （職業訓練受講給付金なし）	求職者支援訓練 （職業訓練受講給付金あり）	求職者支援訓練 （職業訓練受講給付金なし）
受講あっせんの種類	支援指示	受講推薦	支援指示	支援指示
指定来所日	必要		必要	必要
就職支援計画に 基づく求職活動	必要		必要	必要

5 求職者支援制度

- 職業訓練受講給付金（受講手当月額10万円・通所手当・寄宿手当）
「支援指示」により職業訓練を受講する場合に、一定の要件に該当すると、訓練受講中の生活支援のために給付金や融資の受給が可能（事前審査有）

<支給要件>

- ①雇用保険の被保険者でない、また受給できない方
- ②本人の収入が月8万円以下（通所手当のみの場合は月12万円以下）
- ③世帯全体の収入が月30万円以下（通所手当のみの場合は月34万円以下）
- ④世帯全体の金融資産が300万円以下
- ⑤現在住んでいるところ以外に土地・建物(本人名義)を所有していないこと
- ⑥全ての訓練実施日に出席すること
 やむを得ない理由により欠席し、証明出来る場合であっても、8割以上出席する
 ※育児・介護を行う者や求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については証明ができない場合含める
- ⑦訓練期間中から訓練修了後3ヶ月後まで、ハローワークに指定された日に来所し、職業相談を受けること（指定された期間中に指定された就職活動を行うことが必要）
- ⑧世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- ⑨過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
- ⑩過去にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している

6 相談～申込みまでの流れ

